

広島県がん対策推進委員会について

1 設置目的

平成27年3月に制定した広島県がん対策推進条例に基づき、がん対策に関し調査審議するため、知事の附属機関として設置

2 検討事項（広島県がん対策推進条例第22条、参考資料1参照）

- (1) がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項
- (2) がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

3 検討体制（広島県がん対策推進委員会設置要綱第6条第2項、参考資料1参照）

委員会は、必要があると認めるときは、専門的に調査・協議する組織等の意見を聴くことができる。

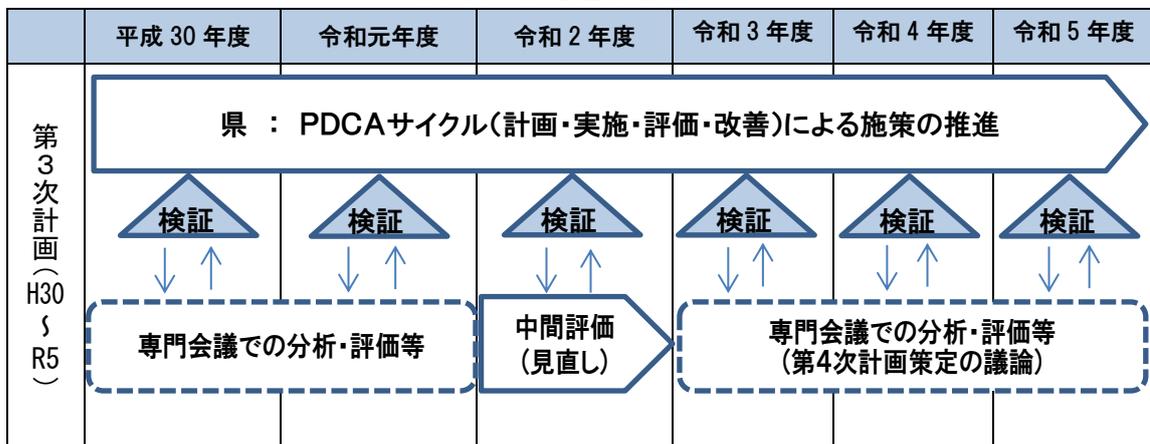
- がん予防・検診推進会議
- 緩和ケア推進会議
- がん相談支援・情報提供推進会議

★ がん対策推進に必要な事項の協議・提案

★ 広島県がん対策推進計画-第3次(H30~R5)-の進捗管理

- ・ 施策等がPDCAサイクル〔計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)〕によりきちんと回っているかどうか、特に「評価(Check)」については、県民や専門家等の立場から検証する。

[委員会による進捗管理等]



《広島県がん対策推進計画の見直し等について》

【広島県がん対策推進計画-第3次- 抜粋】

4 がん対策推進計画の見直し

がん対策基本法第12条第3項においては「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされています。このため、社会情勢の変化等を踏まえて、保健医療計画の中間評価と整合を図り、3年後に必要に応じて計画の見直しを行います。